

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札公告の3に定める事項を具備していること。
また、入札参加には、次の書類を提出しなければならない。
 - ア 誓約書（別紙）
 - イ 事業所に係る調書
事業所の所在地、電話番号、メールアドレスまたはファクス番号、会社定款
 - ウ 林業の専門技術者資格を有することを証する書類の写し
 - エ 林業の専門技術者が社員又は職員であることを証する書類の写し
 - オ 岩手県の県有林事業における、過去10年以内の立木調査委託業務（航空レーザーによる立木調査委託業務は除く）の契約書の写し。
- (2) 入札参加希望者は、上記事項に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所 岩手県農林水産部森林保全課
 - イ 提出期限 令和8年3月31日（火）午後5時
- (4) 審査結果
審査結果は、令和8年4月3日（金）午後5時までにメールまたはファクスで通知する。

2 技術者

- (1) 技術者については、他の業務（国、市町村等発注業務委託を含む。）と重複することが出来る。
- (2) 技術者を重複して申請した場合において、他の業務を落札した場合に、資格要件を満たす技術者を配置することができなくなり、本業務の遂行が不可能となるときは、入札してはならない。
なお、技術者の変更は、病休・死亡・退職等合理的な理由がない限り、原則として認めない。

3 資本関係等のある会社の参加制限

- (1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一業務委託の入札に重複して入札参加関係書類を提出することはできない。
なお、上記の関係がある複数の者から入札参加関係書類の提出があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加希望者が(1)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

4 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

イ 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 岩手県から措置基準に基づく文書警告(非指名を含む)を受けていないこと。

エ 公告に定める要件を充足する技術者等(原則として資格確認書類に記載された者から変更することは認めない)を配置できること。

(2) 契約にあっては、委託事業の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

5 その他

(1) 手続における交渉はないこと。

(2) 提出された書類は返却しないこと。

(3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

別紙

誓約書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住所又は主たる
事務所の所在地
名称及び
代表者の氏名

印

県有林巡視業務委託の条件付一般競争入札に参加するに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 入札公告に掲げる入札参加資格については、すべて満たしています。
- 2 提出した申請書類に、虚偽又は不正はありません